

「条件付き一般競争入札」にかかる入札心得の改正について

平成25年8月1日

このたび、「一般財団法人函館市住宅都市施設公社建設工事請負における技術者の専任および現場代理人の常駐規定の緩和措置に係る取扱いについて」の制定に伴い、「条件付き一般競争入札」にかかる入札心得を改正します。

つきましては、平成25年8月1日以降に公告する工事から適用しますので、注意してください。

1. 一般財団法人函館市住宅都市施設公社建設工事請負における技術者の専任および現場代理人の常駐規定の緩和措置に係る取扱いについて
2. 条件付き一般競争入札にかかる入札心得について